



屋外広告物の手引き

石川県土木部景観形成推進室
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL:076-225-1759 FAX:076-225-1760

屋外広告物の 手引き

～美しい景観づくりのために～

■はじめに

なぜ、屋外広告物にルールが必要か

屋外広告物は、私たちにさまざまな情報を提供し、身近な情報の伝達手段として親しまれています。そして街の活気やにぎわいを演出し、街いく人々に楽しみを与えてくれます。

しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、街の景観を損ねたり、自然景観を台無しにしてしまいます。

また、広告物が著しく老朽化したり、適正な管理が行われなかったりすると、広告物の落下による事故などさまざまな問題が起こることになります。

石川県では、屋外広告物を含めた景観形成を総合的に推進するため、既存の「石川県屋外広告物条例」と「石川県景観条例」を統合し、「いしかわ景観総合条例」を制定しました。

条例では、建築物や工作物などによる景観形成に関する事項のほか、「良好な景観と風致の維持」と「公衆に対する危害防止」のため、屋外広告物の表示に関し必要なルールを定めています。

この小冊子は、業務に携わる方はもとより、広く県民の方々にも屋外広告物のルールについてご理解いただくために、制度全般についてわかりやすく解説したものです。

美しい石川の景観を保全、創出していくため、皆様のご協力をお願いします。

※この冊子に記載された内容は、「いしかわ景観総合条例」に規定された屋外広告物の規制の概要をわかりやすくまとめたものです。規制内容の詳細については、「いしかわ景観総合条例」及び「いしかわ景観総合条例施行規則」をご覧ください。

■目次

屋外広告物とは

■屋外広告物とは何か	1
■屋外広告物表示の手続	2
■屋外広告物表示の基本要件	3

良好な景観を守るために

■禁止広告物	5
■禁止物件	5
■地域区分（禁止地域・許可地域）	6
■適用除外広告物	9

許可を受けるには

■許可申請の手続	11
■許可基準	12
■許可手数料・許可期間	14

その他

■屋外広告業の登録	15
■優良広告物（いしかわエコサイン）の推奨	17
■地域の特性に応じた広告景観の形成	17
■その他の注意事項	18

参考資料

■参考資料（許可基準の解説）	19
----------------	----

■屋外広告物とは何か

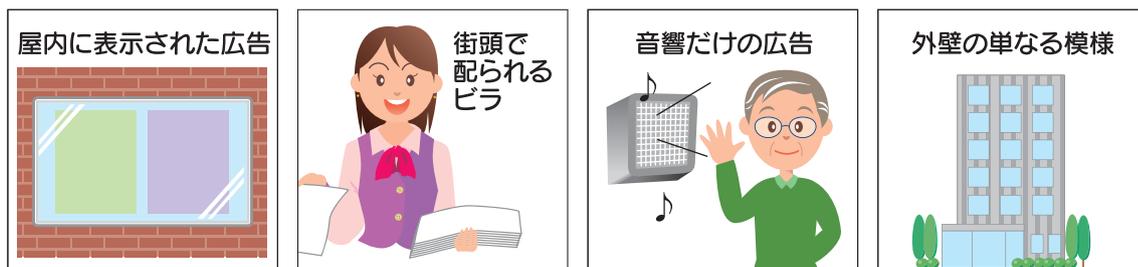
「屋外広告物」とは、『「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告板、広告塔、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの』と、屋外広告物法により定義されています。

このため、商業広告だけでなく、常時又は一定の期間継続して屋外で表示されるものであれば、その表示する内容にかかわらず屋外広告物に該当します。

屋外広告物の種類



屋外広告物に該当しないもの (例)

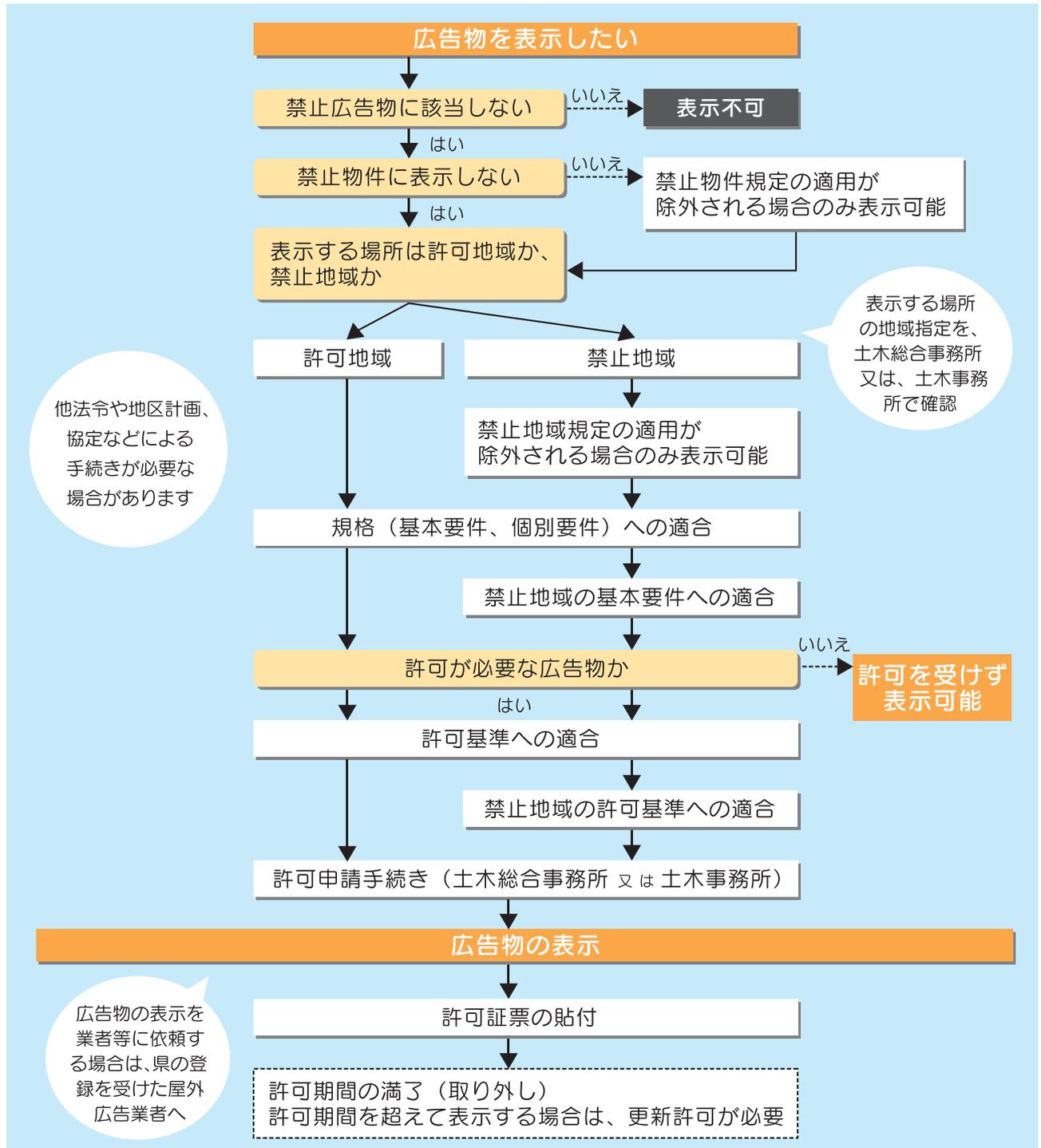


■屋外広告物表示の手続

石川県の区域（中核市である金沢市の区域を除く）で屋外広告物を表示するときには、「いしかわ景観総合条例」に規定する「きまり」を守ったうえで、行う必要があります。

条例では、禁止地域や禁止物件、許可の基準、手続きなどを定めており、広告物を表示する場所や物件、規模などにより、規制の内容や必要な手続が異なります。

屋外広告物表示までの流れ



■屋外広告物表示の基本要件

広告物を表示するときには、機能性や賑わいの演出だけでなく、景観形成や交通安全などにも配慮する必要があります。このため条例では、表示にあたって守らなければならない基本要件を定めています。

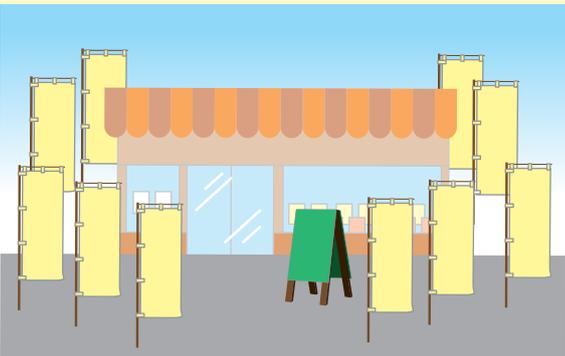
広告物を表示するときの基本要件

良好な景観への配慮



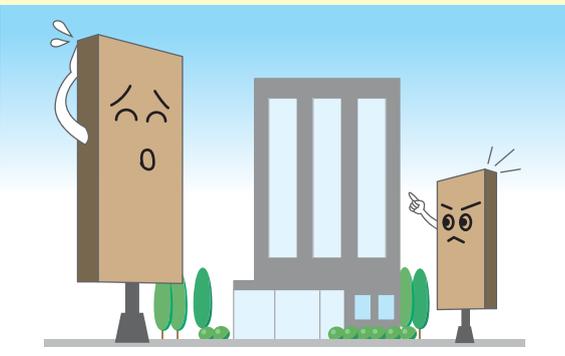
- 周囲の良好な景観や風致を損なわず、これに適した意匠、色彩とすること。
- 夜間を対象とするものでも、昼間の景観を損なわないこと。
- 広告物の裏面や側面の不体裁な支柱や支枠が露出しないこと。
- 発光式・反射式の素材はできる限り使用しないこと。

設置数や設置場所



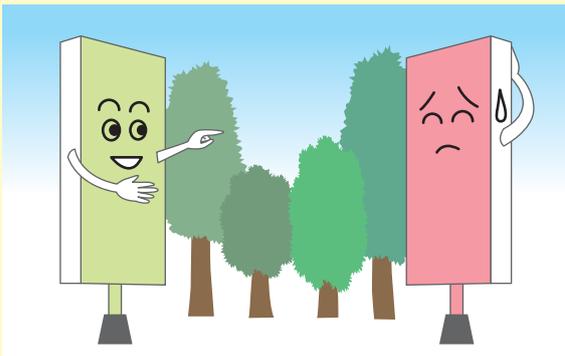
- デザインや内容が同一であり、かつ、広告主が同一の広告物を狭い区域に集中して表示しないこと。
- 道路沿いに多数連続的に表示しないこと。
(売出し広告や祭礼等の一時的なものを除く。)

大きさや高さ



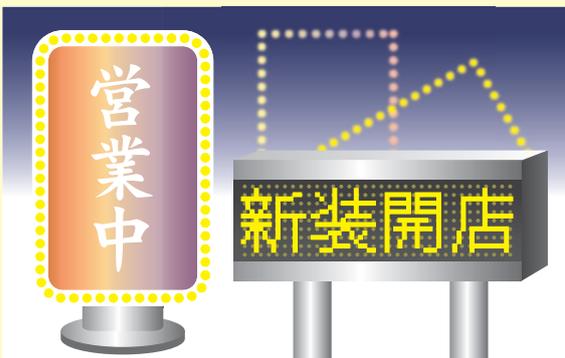
- 表示の大きさは、広告効果の限度内で、できる限り小さくすること。
- 高さは、広告効果の限度内で、できる限り低くすること。

色彩



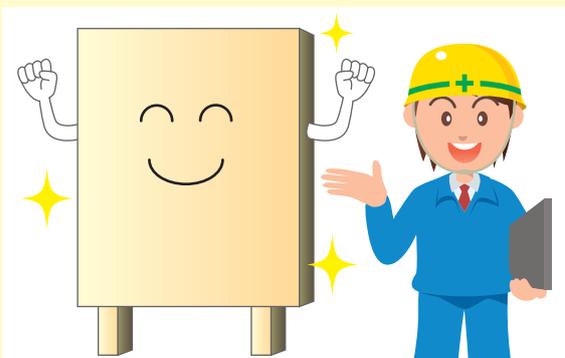
- 広告物の地色は、けばけばしい色彩を避け、使用する色数もできる限り少なくすること。
- 附属物は、広告物と調和した色彩とし、施工も粗雑にならないこと。

ネオンサインや電光表示装置の利用



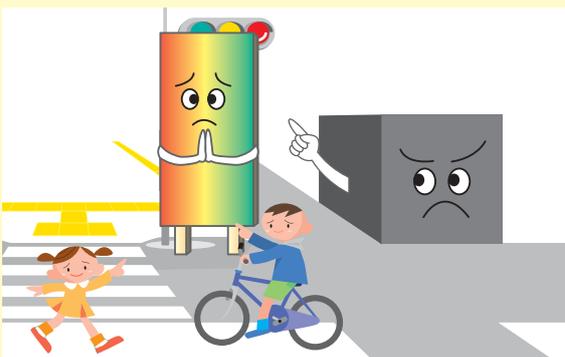
- ネオンサインや電光表示装置を使用する場合は、周囲の良好な景観への配慮に努め、点滅の速度や表示の切り替えをできる限り穏やかにすること。

安全性



- 構造が安全で、その形状やデザインが、構造物として安定感を与えること。

交通安全への配慮



- 交通信号機の背面では、赤色、黄色及び青色の照明を使用しないこと。
- 広告物は視野を妨げず、道路交通の安全に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 道路を占用する広告物は、道路占用の許可及び道路使用の許可を受けていること。（一定の要件を満たすやむを得ないものに限られるため、道路管理者に確認すること）

■禁止広告物

次のような広告物は、どのような場合でも**一切表示できません**。

- ・著しい汚染、褪色、塗料等のはく離がみられるもの
- ・著しい破損、老朽がみられるもの
- ・倒壊、落下のおそれがあるもの
- ・信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



■禁止物件

公共物や街路樹、文化財など広告物の表示が禁止されている物件があります。
これらの物件には、原則として広告物を表示することができません。

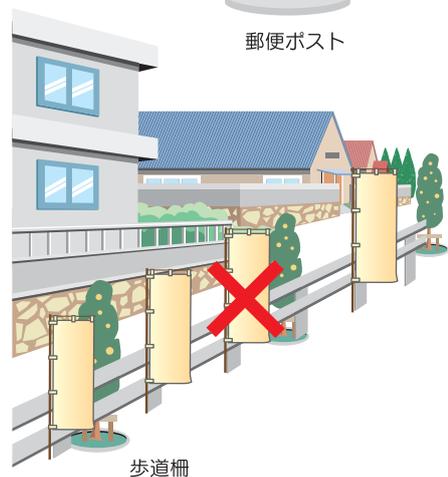
広告物の表示が禁止されている物件

- ・橋梁、トンネル、高架構造、分離帯
- ・石垣、擁壁の類
- ・街路樹、路傍樹、保存樹
- ・銅像、神仏像、記念碑の類
- ・送電塔、送受信塔、照明塔
- ・信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、防護柵、里程標の類
- ・消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ・郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ・煙突、ガスタンク、水道タンクの類
- ・景観重要建造物、景観重要樹木
- ・上に掲げるもののほか、知事が指定する物件



はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示できない物件

- ・電柱、街灯柱の類



■地域区分（禁止地域・許可地域）

良好な景観の形成や風致の維持のため、地域に応じた地域指定を行っています。原則として広告物を表示できない「禁止地域」、広告物を表示するときには許可が必要な「許可地域」を定め、禁止地域では、景観特性に応じたきめ細かな規制を行うため、種別を設けています。

禁止地域（広告物の表示が禁止される地域）

禁止地域では、自家用広告物（自己の氏名、名称、店名・商標又は自己の事業・営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所・作業場に表示する広告物）や案内誘導広告物（道標、案内図板その他公共的目的や公共の利便のための広告物）など必要性の高い広告物を除き、原則として広告物を表示することができません。

○禁止地域の一覧（1・地域の全体が禁止地域となるもの）

地域	根拠法令等
<ul style="list-style-type: none"> ・住居専用地域（第一種・第二種低層、第一種・第二種中高層） ・田園住居地域 ・景観地区、風致地区 ・緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区 ・伝統的建造物群保存地区 	都市計画法
<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園区域 	市民農園整備促進法
<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財、重要有形民俗文化財に指定された建造物 ・史跡名勝天然記念物（仮指定を含む）及びその周囲 ・文化財保護法の規定により市町条例で定められた伝統的建造物群保存地区 ・県指定有形文化財に指定された建造物 ・県指定史跡名勝天然記念物及びその周囲 	文化財保護法 石川県文化財保護条例
<ul style="list-style-type: none"> ・名所又は旧跡の風致を保存するために指定された風致保安林 	森林法
<ul style="list-style-type: none"> ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 ・県自然環境保全地域 ・保存樹林のある地域 	自然環境保全法、ふるさと石川の環境を守り育てる条例、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道、自動車専用道路の全区間 	（北陸自動車道、のと里山海道等）
<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 ・社会資本整備重点計画法施行令に規定する公園・緑地の区域 	都市公園法等
<ul style="list-style-type: none"> ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所等の建造物及びその敷地 	
<ul style="list-style-type: none"> ・博物館又は病院の建造物及びその敷地 	博物館法等
<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場、葬祭場、社寺又は教会の建造物及びその境域 	

※これらの地域であっても、知事の指定により、禁止地域から除外される場合があります。



○禁止地域の一覧（2・地域の一部を禁止地域として指定することができるもの）

地域	根拠法令等
・ 準景観地区で景観法の規定に基づき市町条例による行為の規制を受ける地域 ・ 景観法の規定に基づく地区計画等形態意匠条例により建築物等の形態意匠の制限を受ける地域	景観法
・ 景観形成重要エリア（眺望景観に関連するもので、視点場から眺望できない場所を除く）	いしかわ景観総合条例
・ 重要文化財、重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲 ・ 県指定有形文化財に指定された建造物の周囲	文化財保護法 石川県文化財保護条例
・ 道路、鉄道等の区間 ・ 道路、鉄道等に接続する地域（道路・鉄道等から眺望できない場所を除く）	（加賀産業開発道路、珠洲道路等）
・ 国立公園、国定公園の区域 ・ 県立自然公園の区域	自然公園法、ふるさと石川の環境を守り育てる条例
・ 河川、湖沼、渓谷、海浜、高原、山、山岳又はこれらの付近の地域 ・ 港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域 ・ 古墳、墓地又はこれらの付近の地域	
・ このほか、景観形成又は風致の維持のため特に必要があると認めて知事が指定する地域又は場所	

※上記の地域を指定する場合は、県公報に告示を行います。

禁止地域の種別

禁止地域では、地域の景観特性等に応じた規制を行うため、種別を設け、段階的な規制を行っています。種別により、許可基準等が異なります。

種別	規制の概要
特別禁止地域	第1種禁止地域のうち、特に優れた景観を有する地域や景観形成を図る必要性が高い地域として指定する地域
第1種禁止地域	良好な景観の保全のために、必要性の高い広告物を除き、原則として広告物の表示を禁止する地域
第2種禁止地域	第1種禁止地域に比べ開発等が行われている地域で、第1種禁止地域と許可地域との中間的な規制を行う地域

許可地域（広告物を表示するときに許可が必要な地域）

禁止地域以外の場所は許可地域となり、広告物を表示するときには、あらかじめ知事の許可が必要です。小面積の自家用広告物など一定の適用除外基準を満たすものは、許可を受けずに表示することができますが、この場合も、基本要件などのきまりを守ったうえで表示する必要があります。

※地域指定の詳細については、下記ホームページからご確認いただくか、土木総合事務所又は土木事務所にお問い合わせください。
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/toshi/okugaikoukokubutu/kiseikuikizu.html>



禁止地域の基本要件

禁止地域では、P3～4の基本要件に加え、下記の要件に適合する必要があります。

項目	要件
良好な景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○発光式及び反射式の素材は、使用しない。 ○点滅灯及び回転灯の類は、使用しない。 ○ネオン管を使用する場合は、光源を点滅させない。 ○電光表示装置は、設置しない。 ○特別禁止地域においては、次に掲げる要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・街並み等周囲の景観から突出した高さとししない。 ・眺望景観を阻害する高さとししない。 ・周辺景観やオープンスペースの連続性を確保する。
位置	<ul style="list-style-type: none"> ○山並み、海岸等の眺望景観を阻害しないよう配慮する。 ○屋根及び屋上への表示又は設置はできる限り控え、設置する場合には、建築壁面との意匠の統一に努める。 ○道路沿いに設置する広告物等は、沿道の景観を阻害することのないよう、できる限り道路から後退させて設置する。
設置数・設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ○案内誘導広告物を設置する場合は、必要な箇所において節度ある設置を行い、整理、集約及び意匠の統一に努める。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物等との一体感を高める形態意匠とし、周囲の良好な景観等と調和のとれたものとする。 ○自然素材の特色を生かした意匠を積極的に取り入れ、わかりやすい魅力的なデザインとする。
大きさ・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の良好な景観等と調和のとれた大きさ及び高さとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物等や周囲の良好な景観等と調和した低彩度の色彩を基調とするよう努める。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ○木材、石材等の自然素材の積極的な使用並びに建築物等及び周囲の良好な景観等と調和し、かつ、景観及び環境に配慮した材料の使用に努める。

■適用除外広告物

日常生活や経済活動を行っていく上で最小限必要な広告物には、条例の規制を受けずに表示できるもの（適用除外）があります。この場合も全ての規制を受けないものではなく、広告物の種類や規模等により、どの規定が適用されないかが変わります。

条例適用除外となる広告物

1 次の広告物は、「禁止物件」「禁止地域」「許可地域」「規格」の規定が適用されません。

このため、禁止物件や禁止地域であっても表示することができ、また、規格（基本要件等）への適合や、許可を受ける必要がありません。

■法令等に基づき表示する広告物

- ・法令や条例の規定により表示するもの
- ・公職選挙法の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等

2 次の広告物は、「禁止地域」「許可地域」の規定が適用されません。

このため、禁止地域や許可地域であっても、許可を受けずに表示することができます。

■自家用、管理用の広告物

- ・自家用広告物（自己の氏名、名称、店名・商標又は自己の事業・営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所・作業場に表示する広告物）
[禁止地域：5 m²以内] [許可地域：10 m²以内]
 - ・管理広告物（自己の管理する土地や物件の管理のために表示するもの）
[禁止地域：2 m²以内] [許可地域：5 m²以内]
- ※敷地内の広告物の合計表示面積が上記の面積以内の場合に、条例の規定が適用されません。

■一時的に表示する広告物

- ・工事現場の仮囲いに、工事の期間中表示し、宣伝の用に供さないもの
- ・冠婚葬祭又は祭礼等のため一時的に表示するもの
- ・講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示するもの

■移動するものに表示する広告物

- ・人、動物、車両（電車・自動車以外のもの）、船舶、航空機等に表示するもの
- ・電車又は自動車に表示するもので次のいずれかに該当するもの
 - ・自家用広告物
 - ・路線バス以外の自動車に表示するもので、表示面積が5 m²以内のもの
- ・他の地方公共団体の屋外広告物条例に適合して自動車に表示するもの

■公共性の高い広告物

- ・地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
- ・国、地方公共団体又は知事が指定する公共的団体が公共的目的のために表示するもの

3 次の広告物は「禁止物件」の規定が適用されません。このため、禁止物件であっても表示できます。

■公共性の高い広告物

- ・国、地方公共団体又は知事が指定する公共的団体が公共的目的のために表示するもの
(橋梁、トンネル、高架構造、分離帯、石垣・擁壁の類、街路樹、路傍樹、信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、防護柵の類、里程標の類、景観重要建造物、景観重要樹木に表示する場合のみ)

■煙突・タンク類に関する特例

- ・煙突やタンク類に表示する自家用広告物 [禁止地域：5㎡以内 許可地域：10㎡以内]
- ・煙突やタンク類に表示するもので、宣伝の用に供さない広告物

■管理のために必要な広告物

- ・禁止物件の所有者・管理者が、物件の管理のために表示する広告物

4 次の広告物は「禁止地域」の規定が適用されません。このため、禁止地域であっても表示できます。

■自家用、案内誘導用の広告物

- ・自家用広告物で、許可を受けて表示するもの
 - ・案内誘導広告物（道標、案内図板その他公共的目的や公共の利便のための広告物）で、許可を受けて表示するもの
- ※これらの広告物は、広告物の許可基準に加え、禁止地域の許可基準にも適合する必要があります。

5 次の広告物は「禁止物件」「禁止地域」「許可地域」の規定が適用されません。このため、禁止物件に表示することができます。また、許可を受けずに表示することができます。

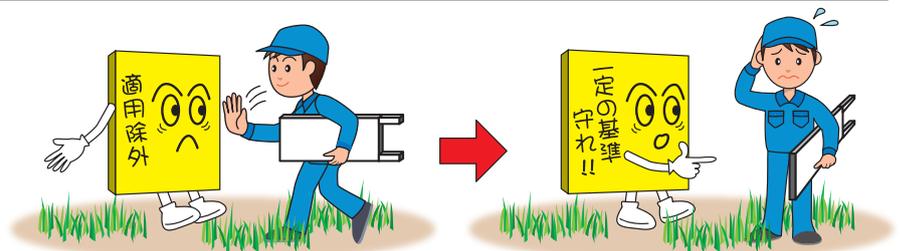
■寄贈広告物

- ・公益上必要な施設や物件に寄贈者名等を表示するもので、表示面積が0.5㎡以内（かつ、表示正面面積の1/20以内）のものを1箇所限り表示するもの

6 次の広告物は「許可地域」の規定が適用されません。このため、許可地域（禁止地域以外の場所）において、許可を受けずに表示することができます。

■臨時的に表示する広告物

- ・7日以内に限り表示し、責任者の住所・氏名・表示期間を明示したもの
(ただし、緊急又は公益上やむを得ないものは、責任者の住所・氏名・表示期間を明示しなくてもよい)



規制の強化に対する経過措置について

禁止地域の指定や許可基準の改正等により規制が強化された場合は、条例の規定に適合しているものを、改造等を行わずに表示するものに限り、許可期間が2ヶ月以内の広告物は許可満了の日まで、許可期間が2ヶ月を超える広告物は規制が強化された日から5年間は、従前の規制内容が継続されます。

この期間を超えて表示したい場合は、新しい規制に適合する必要があります。

■許可申請の手続

屋外広告物を表示しようとするときは、条例で定める適用除外に該当する場合を除き、許可を受ける必要があります。必ず着工前に手続きを行い、許可を受けてから着工してください。

許可の申請

許可を受けるときは、許可申請書に必要事項を記入し、必要な添付書類を添えて、広告物を表示しようとする場所を所管する土木総合事務所又は土木事務所に提出してください。

なお、複数の土木総合事務所又は土木事務所等の管内に跨って表示する場合は、「はり紙」「はり札等」「立看板等」「広告旗」「ぼんぼり」の類に限り、いずれか1つの土木総合事務所又は土木事務所に許可申請書を提出し、許可を受けることができます。



●許可申請

関連する手続きについて

許可申請を行う場合に、あらかじめ、道路占用の許可、道路使用の許可、建築基準法に基づく建築主事の確認を受けたときは、許可申請書には、その許可又は確認に係る許可年月日及び許可番号又は確認年月日及び確認番号を記載してください。

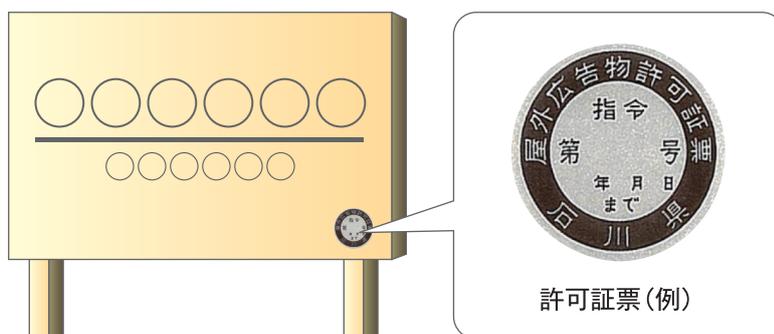
また、その他の法令等に基づく手続きが必要となる場合がありますので、事前に確認してください。

※関連する手続き等（主なもの）

- 建築基準法に基づく工作物の確認（広告物の高さが4mを超える場合）
- 道路法による道路占用の許可（道路上に表示する場合。ただし、一定の要件を満たすやむを得ないものに限られるため、道路管理者に確認すること。）
- 道路交通法に基づく道路使用の許可（道路上に表示する場合）
- 自然公園法に基づく自然公園内の行為の許可、届出
- 都市計画法の風致地区に基づく許可、地区計画に基づく届出
- 農地法に基づく農地転用の許可
- 県・市の景観計画に基づく届出
- 住民協定等による規制等

許可証の表示

土木総合事務所又は土木事務所で許可を行ったときは、許可の期間を表示した許可証票の交付や許可の押印・打刻印（はり紙の場合）を行います。交付された許可証票は、広告物の完成後、必ず貼り付けてください。



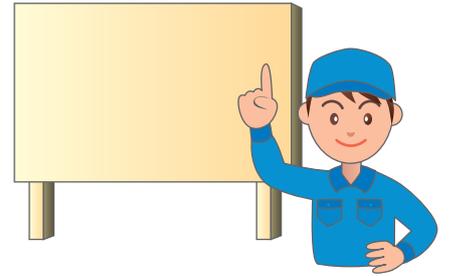
管理者の設置

はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗、ぼんぼり、アドバルーン等の簡易な広告物以外のもので、許可を受ける広告物については、補修など必要な管理を行い広告物を良好な状態に保持するため、管理者の設置が義務づけられています。

なお、許可期間が1年を超えるものについては、登録屋外広告業者、屋外広告物講習会修了者等一定の資格を持った者を管理者とする必要があります。

※許可期間が1年を超える広告物の管理者及び安全点検報告書の点検者に係る資格要件一覧

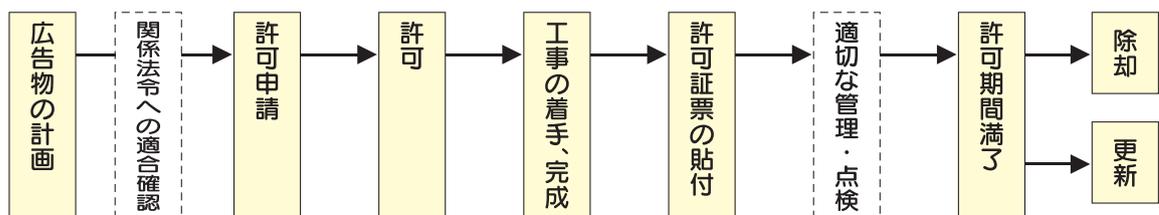
- 登録屋外広告業者
- 屋外広告士（旧建設業法の規定による屋外広告士を含む）
- 県又は他の地方自治体が行う屋外広告物に関する講習会の修了者
- 職業能力開発促進法の規定による下記の資格等を有する者
 - ・職業訓練修了者（広告美術科、帆布製品製造科）
 - ・職業訓練指導員（広告美術科、帆布製品科）
 - ・技能検定合格者（広告美術仕上げ）
- 一級建築士、二級建築士、木造建築士
- 電気工事士
- 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者



その他

- ・許可を受けた広告物を取り外したときは、その日から5日以内に「屋外広告物除却届」により届け出てください。（はり紙、はり札等、立看板等を除く）
- ・許可を受けた広告物の設置者（広告主など）や管理者に変更があったときは、「屋外広告物設置（管理）者変更届」により届け出てください。

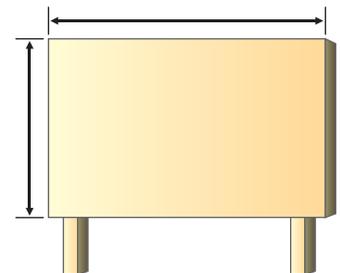
手続の流れ



■許可基準

条例に基づく許可を受けるときには、許可基準に適合する必要があります。許可基準は広告物の種類や地域種別ごとに定められています。

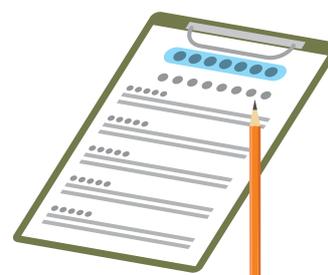
※許可基準の詳細については、参考資料（P19～）をご覧ください。



○許可申請に係る必要書類

	広告物の種類	申請書、添付書類等
新規許可・変更許可	はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、広告旗、ぼんぼり、アドバルーン等の簡易な広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物許可申請書 ○広告物を表示する場所又は区域を示した付近見取図 ○広告物の形状、面積、色彩、意匠、寸法その他表示又は設置の方法等を記載した模写図（はり紙の場合は、はり紙現物に代えることも可。） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○許可手数料（石川県証紙を指定用紙に貼付）
	上記以外の広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物許可申請書 ○広告物を表示する場所を示した付近見取図 ○広告物等の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示又は設置の方法等に関する仕様書及び図面（禁止地域にあっては、広告物の表示面の色彩が、禁止地域の色彩基準に適合していることがわかる図面） ○広告物等に照明又は音響を伴うときは、その概要を記載した書面 ○屋外広告物安全証明書（鉄筋造、鉄骨造その他の耐久性のある構造で築造された広告板、広告塔等で、建築主事の確認を要しない広告物のみ） ○管理者設置届出書（許可申請書に管理者を記入する場合は不要） ○管理者の資格を証する書類（許可期間が1年を超える広告物のみ） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○許可手数料（石川県証紙を指定用紙に貼付）
更新許可	はり紙	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物許可申請書 ○現許可期間の満了日の7日前以内の状況を表示したカラー写真 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○許可手数料（石川県証紙を指定用紙に貼付）
	はり札等、立看板等、広告幕、広告旗、ぼんぼり、アドバルーン等の簡易な広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物許可申請書 ○現許可期間の満了日の2ヶ月前以内の状況写真 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○許可手数料（石川県証紙を指定用紙に貼付）
	上記以外の広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物許可申請書 ○現許可期間の満了日の2ヶ月前以内の状況写真 ○屋外広告物安全点検報告書（許可期間が1年を超える広告物の場合は一定の資格を持った者が点検し、点検者の資格を証する書類を添付） ○禁止地域内の場合は、広告物の表示面の色彩が、禁止地域の色彩の許可基準に適合していることがわかる図面 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○許可手数料（石川県証紙を指定用紙に貼付）

※上記の他、審査上の必要に応じ資料の提出を求める場合があります。



■許可手数料・許可期間

許可を受けるには、下記の手数料が必要です。手数料は、指定の用紙に石川県証紙を貼付し、納入してください。（現金や銀行振込等による納入はできません。）

許可手数料

広告物の種類		単位	手数料額
広告板及び広告塔	発光・照明装置 なし	表示面積 3 ㎡につき	620 円
	発光・照明装置 あり	表示面積 3 ㎡につき	930 円
はり紙		100 枚につき	400 円
はり札等		1 枚	50 円
立看板等		1 個	250 円
広告幕		1 枚	370 円
広告旗、ぼんぼりの類		1 個	100 円
アドバルーン		1 個	740 円
置看板		1 個	370 円
電柱又は街灯柱を利用する広告物		1 個	370 円
標識利用広告物		1 個	370 円
電車又は自動車の外面を利用する広告物		1 個	370 円
その他の広告物		表示面積 1 ㎡につき	190 円

※広告物の数・表示面積が広告物の単位の数・面積に満たないとき、又は満たない端数があるときは、当該単位の数・単位面積に切り上げて計算する。

※許可期間が1年を超える広告物の手数料は、上表による算出額の2倍の金額とする。

例) 表示面積 10 ㎡の広告板 → $10 \text{ ㎡} \div 3 \text{ ㎡} = \text{約} 3.3 \rightarrow 4 \text{ 単位に切り上げ}$
 手数料額 = $620 \text{ 円} \times 4 = 2,480 \text{ 円}$
 許可期間が 1 年を超える場合は、 $2,480 \text{ 円} \times 2 = 4,960 \text{ 円}$

※石川県証紙は、県内の北國銀行の窓口などで購入できます。

許可期間

広告物等の区分	期間
はり紙、はり札等、立看板等	1ヶ月以内
広告幕、広告旗、ぼんぼり、アドバルーン等の簡易な広告物	2ヶ月以内
電柱・街灯柱を利用する広告物、標識を利用する広告物、置看板、電車・自動車の外面を利用する広告物	1年以内
鉄筋造、鉄骨造その他の耐久性のある構造で築造された広告板、広告塔等で、建築主事の確認を受けたもの（建築主事の確認を要しないものにあつては、屋外広告物安全証明書の交付を受けたもの）	3年以内
その他の広告物等	1年以内

■屋外広告業の登録

屋外広告業の登録

屋外広告物の広告主から、屋外広告物の表示や設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業を、屋外広告業といいます。

石川県の区域（金沢市の区域除く）で設置工事を請け負うなど、屋外広告業を営もうとする場合は、登録申請を行い「屋外広告業登録」を受ける必要があります。

※金沢市の区域で屋外広告業を営む場合は、金沢市への登録が別途必要です。

※広告物の表示を業者に依頼するときは、「登録屋外広告業者」に依頼してください。



屋外広告業の有効期間

登録の有効期間は5年間です。引き続き屋外広告業を営む場合は、5年ごとに更新手続きが必要です。また、登録事項に変更があったときには、変更の届出が必要です。

屋外広告業の登録手続き

登録を受けるときは、登録申請書に必要な添付書類等を添え提出してください。

なお、登録には登録手数料（石川県証紙1万円分）が必要ですので、指定用紙に証紙を貼付のうえ、登録申請時に納付してください。

区分	申請書・届出書等	添付書類	
新規登録 更新登録	○屋外広告業登録申請書	○誓約書 ○略歴書（法人の場合は役員全員、個人の場合は本人） ○登記事項証明書（法人の場合のみ） ○住民票の写し（法人の場合は役員全員、個人の場合は本人） ○業務主任者の住民票の写し ○業務主任者の資格を証する書類の写し	
	○登録手数料（石川県証紙10,000円分を指定用紙に貼付）		
登録事項に変更が生じたとき	○屋外広告業登録事項変更届出書	変更事由	添付書類
		商号、名称、氏名、住所、代表者の氏名の変更	○個人の場合、住民票の写し ○法人の場合、登記事項証明書
		営業所の名称、所在地	○登記事項証明書
		役員の変更	○誓約書 ○登記事項証明書 ○役員（新任）の略歴書 ○役員（新任）の住民票の写し
	業務主任者の氏名、所属する営業所の変更	○業務主任者の住民票の写し ○資格を証する書類の写し	
屋外広告業を廃業したとき	○屋外広告業廃業等届出書	—	

※登録申請書に不備がある場合や、過去に屋外広告物の表示等に関する罰則や処分を受けている場合などは、登録を受けられない場合があります。

登録業者の義務

○業務主任者の設置

各営業所ごとに業務主任者を置く必要があります。

業務主任者は、各営業所の屋外広告物に関する業務の統括に関する事項を行う者であり、一定の資格要件を持った者を選任する必要があります。

業務主任者が行うこと

- 広告物の表示に係る法令・条例の規定の遵守に関すること
- 広告物の表示に関する工事の適正な施工、安全の確保に関すること
- 営業に関する帳簿の記載に関すること
- その他業務の適正な実施の確保に関すること



業務主任者の資格要件一覧

- 屋外広告士（旧建設業法の規定による屋外広告士を含む）
- 県及び他の自治体が行う屋外広告物に関する講習会の修了者
- 職業能力開発促進法の規定による下記の資格等を有する者
 - ・ 職業訓練修了者（広告美術科）
 - ・ 職業訓練指導員（広告美術科）
 - ・ 技能検定合格者（広告美術仕上げ）

○標識の掲示や帳簿の備え付け

営業所の見やすい場所に、標識を掲示する必要があります。

営業に関する事項を記載した帳簿を備え付け、保存する必要があります。

屋外広告物講習会

石川県では、広告物の表示に関し必要な知識を修得していただくために、講習会を実施しています。講習会の修了は、屋外広告業者が選任する業務主任者の要件の一つにも挙げられています。

※講習会は、金沢市と共催で年1回実施しています。

※開催日時、場所、申し込み方法等は、県公報その他によりお知らせします。

○講習会の講習科目

- ・ 屋外広告物に関する法令
- ・ 屋外広告物の表示に関する事項
- ・ 屋外広告物の施工に関する事項

○講習会の受講手数料

2,500円



■優良広告物（いしかわエコサイン）の推奨

石川県では、景観や環境に配慮した優良広告物を「いしかわエコサイン」と定義し、推奨しています。

いしかわエコサインガイドライン

エコサインの定義や配慮事項、認定方法、チェックリスト等を規定したガイドラインを策定し、事業者等への普及を行っています。詳細はガイドラインをご覧ください。

いしかわエコサインの認定

一定の要件を満たすものを優良広告物として認定し、許可基準の緩和等の奨励策を定めています。地域によって、既存の広告物をエコサインに変更する場合等に助成が受けられる場合があります。

■地域の特性に応じた広告景観の形成

いしかわ景観総合計画

石川県では、県土全域の景観形成の指針となる「いしかわ景観総合計画」、景観法に基づく「石川県景観計画」、優れた眺望景観の形成に関する「石川県眺望計画」を策定し、県土の景観形成を推進しています。

屋外広告物を表示するときには、これらの計画に規定する地域指定や、景観形成の基準等に配慮し、建築物等との一体的な景観形成に努めましょう。

また、石川県では、広告物が景観の重要な構成要素であることを考慮して、広告物の活用や良好な景観の形成を図るための地区制度を設けています。いずれの制度も知事が指定若しくは認定を行います。

広告物活用地区

活力にあふれた街のにぎわいを創出するために広告物が重要な役割を果たしている区域において広告物の規制を緩和する地区。

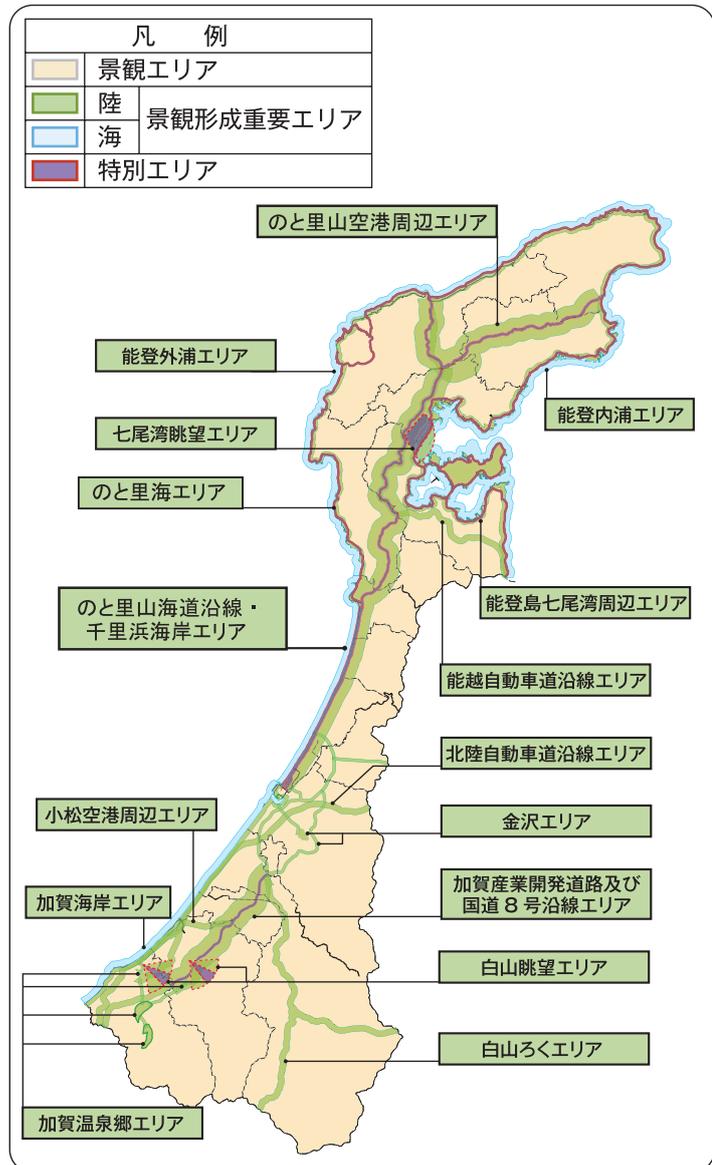
景観保全型広告整備地区

良好な地域景観を保全するため、広告物に一定のルールを設定する地区。

広告物協定地区

一定区域の土地所有者等が、景観整備のため広告物に関する協定を締結する地区。

いしかわ景観総合計画の区域図



■その他の注意事項

違反広告物に対する措置・罰則

□措置命令

知事は、維持や管理が適正でない広告物について、広告物の設置者又は管理者に対し、改修等の必要な措置を命ずることができます。

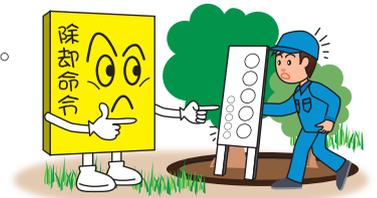
□除却命令

知事は、違反広告物について、除却等の措置を命ずることができます。

□代執行

上記の命令を行っても十分な改善が見られない場合や、広告物の設置者が不明な場合には、知事が設置者に代わり、改修や除却等必要な措置を執行することができます。

なお、はり紙、はり札等、立看板等、広告旗については、条例に違反することや管理されず放置されていることが明らかな場合は、知事が設置者に代わり、除却を行うことができます。



□許可の取消し

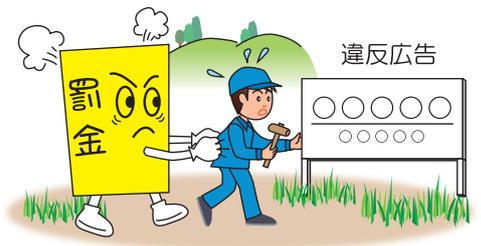
知事は、許可の条件や措置命令に違反したり、虚偽の申請により許可を受けた場合は、許可を取り消すことができます。

□報告、立入検査

知事は、広告物の設置者又は管理者に対し、必要な報告や資料等の提出を求め、又は、職員に、その広告物のある土地又は建物に立ち入り、広告物を検査させることができます。

□罰則

表示・設置の停止命令・措置命令に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられることがあります。違反広告物を表示したときや、必要な許可を受けなかったり許可期限を過ぎても除却しなかったときなどは、30万円以下の罰金に処せられることがあります。



屋外広告業者に対する措置・罰則

□指導・助言・勧告

知事は、屋外広告業者に対し、必要な指導、助言、勧告をすることができます。

□登録の取消し、営業の停止命令

知事は、不正の手段により登録を受けた者や、屋外広告物に関する条例に違反した場合などに、屋外広告業者の登録を取り消すことや営業の停止を命ずることができます。

□報告、立入検査

知事は、屋外広告業者に対し、必要な報告や資料等の提出を求め、又は、職員に、営業所等に立ち入り、帳簿や書類等を検査させることができます。

□罰則

登録を受けないで屋外広告業を営んだときや、不正の手段により登録を受けたとき、営業停止の命令に違反したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

登録に関し必要な届出や業務主任者の設置を行わなかったときは、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

必要な報告や立入検査を拒んだときは、20万円以下の罰金に処せられる場合があります。

■参考資料（許可基準の解説）

屋外広告物の許可を受けるときは、条例に定める許可基準に適合する必要があります。また、許可を受ける必要のない広告物であっても、規格（基本要件、個別要件）に適合する必要があります。

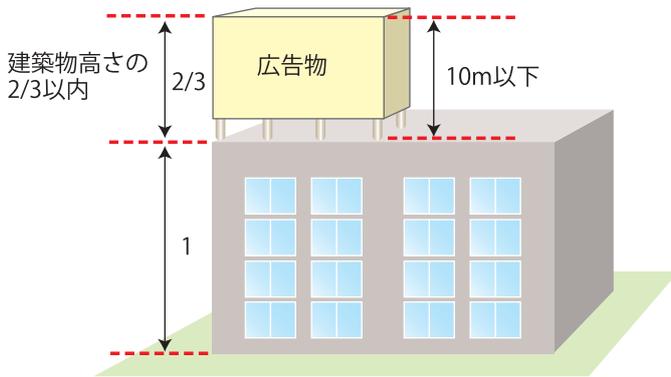
各広告物の許可基準と個別要件を、イラスト等を用いて解説します。

▶目次

広告板・広告塔	○広告板及び広告塔 ・屋上広告物 ・建築物や工作物の壁面を利用する広告物 ・建築物等から突出するもの ・自立広告物（自家用広告物） ・ “ ” （自家用広告物ではないもの） ・アーチ広告 P20～21
簡易な広告物	○はり紙、はり札等 ○立看板等 ○広告幕 ・横断幕 ・その他の広告幕 ○広告旗 ○ぼんぼり ○アドバルーン P22～23
その他の広告物	○置看板 ○電柱を利用する広告物 ○街灯柱を利用する広告物 ○標識を利用する広告物 ・バス停留所の標識を利用するもの ・消火栓の標識を利用するもの ○電車、自動車の外面を利用する広告物 ・電車の車体を利用するもの ・路線バスの車体を利用するもの ・その他の自動車の車体を利用するもの P24～27
禁止区域の基準	○禁止地域における許可の基準 ・自家用広告物 ・案内誘導広告物 ○禁止地域における色彩の基準について P28～30

広告板及び広告塔

□屋上広告物



■高さ

広告物等の本体の高さは10m以下
かつ、建築物の高さの2/3以内

■設置個数

建築物1棟につき1個まで

※屋上の端から突出しないこと

※屋上広告物には、建築物の屋上部分となる階段室、
昇降機塔等の壁面、建築物の屋上、最上階のひさしや屋上の工作物に表示又は設置するものを含む

□建築物や工作物の壁面を利用する広告物



■高さ

広告物等の上端の高さは、地上から13m以下
ただし、大規模小売店舗、事務所などを除く

■表示面積

広告物を表示する壁面の面積が 100m^2 以内のとき
 20m^2 以内、かつ、当該壁面の1/2以内

広告物を表示する壁面の面積が 100m^2 を超えるとき
当該壁面の1/5以内

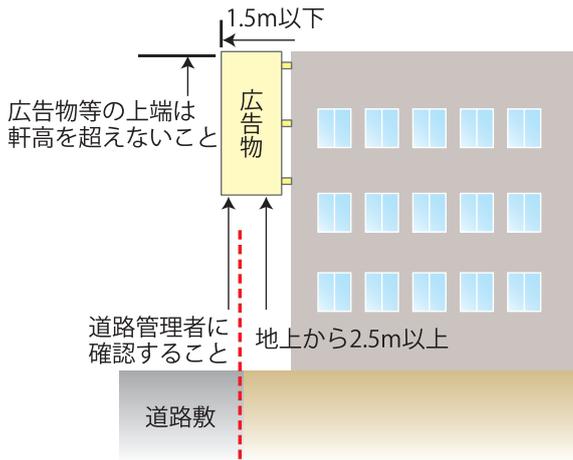
※壁面の端から突出して設置しないこと

壁面の窓や開口部を閉鎖しないこと



※印の要件は、許可を受ける必要のない広告物についても、適合する必要があります。(広告物の個別要件)

□建築物等から突出するもの



■設置位置

外壁から突出する部分 1.5m 以下

■広告物等の下端の高さ

道路以外の場所

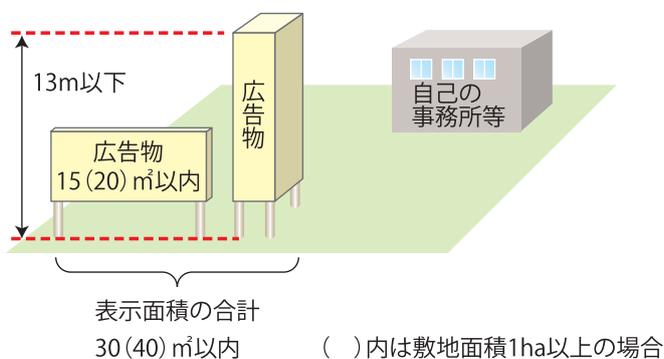
地上から 2.5m 以上

道路を占有して表示しようとする場合は、道路管理者に確認すること

(自家用広告物であって、道路敷外に余地がないなど、やむを得ない場合に限られる)

※広告物等の上端は軒高を超えないこと

□自立広告物（自家用広告物）



■高さ

13m 以下

■表示面積

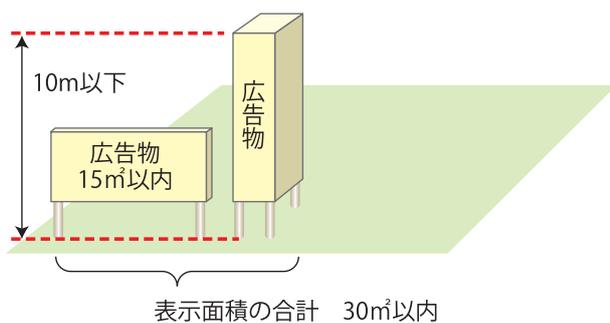
敷地面積 1ha 未満の場合

1面 15 m² 以内、合計 30 m² 以内

敷地面積 1ha 以上の場合

1面 20 m² 以内、合計 40 m² 以内

□自立広告物（自家用広告物ではないもの）



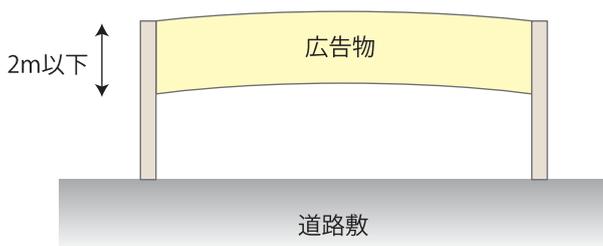
■高さ

10m 以下

■表示面積

1面 15 m² 以内、合計 30 m² 以内

□アーチ広告



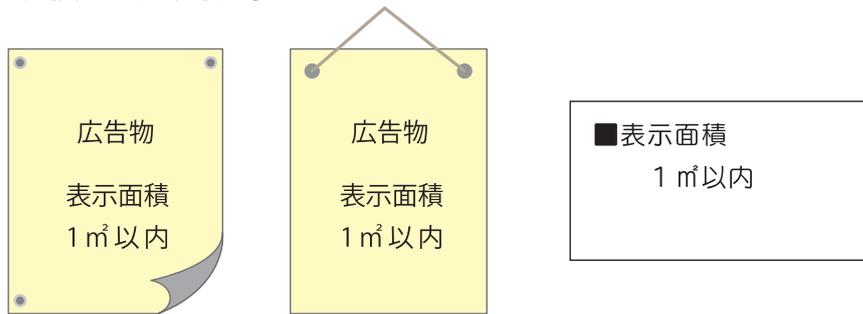
■設置位置、縦幅

道路の占有許可を受けて表示するものに限る

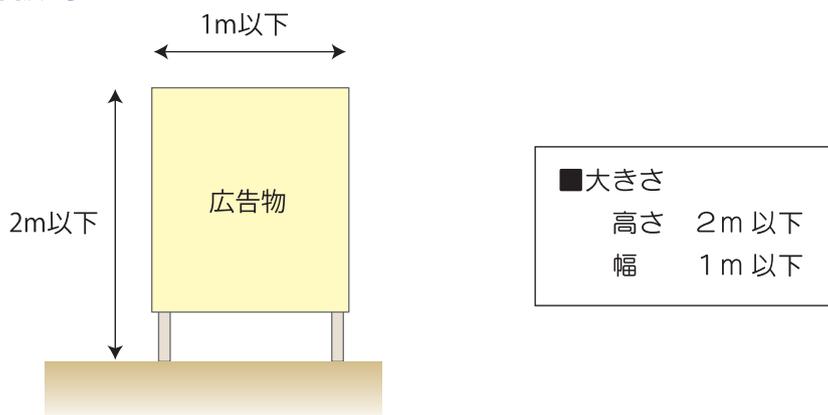
縦幅 2m 以下

※印の要件は、許可を受ける必要のない広告物についても、適合する必要があります。(広告物の個別要件)

はり紙、はり札等

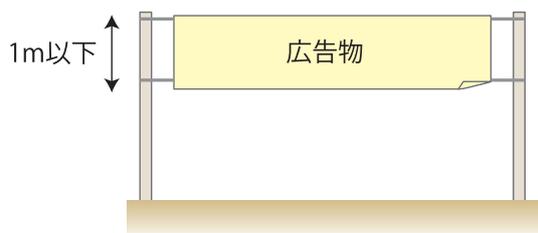


立看板等



広告幕

□横断幕

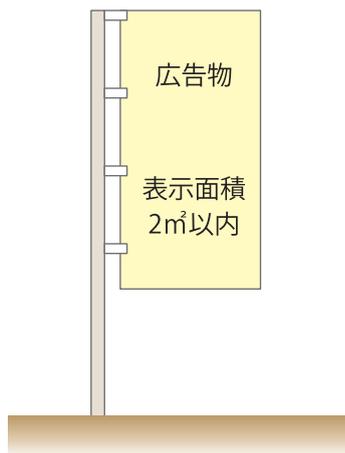


□その他の広告幕



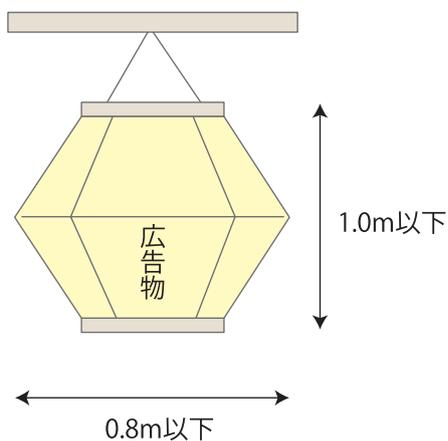
※印の要件は、許可を受ける必要のない広告物についても、適合する必要があります。（広告物の個別要件）

広告旗



■表示面積
2㎡以内

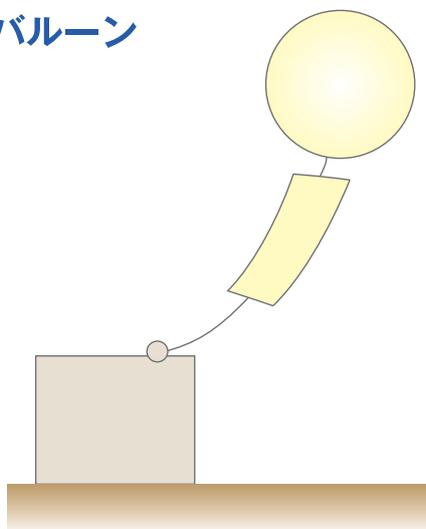
ぼんぼり



■大きさ
縦 1.0m 以下
横 0.8m 以下

※表示面は3面以内とすること

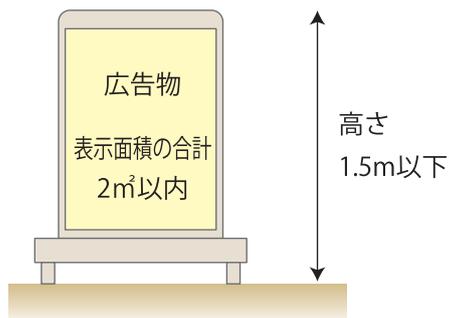
アドバルーン



※風圧に耐えるように綱で
しっかりと係留すること

※印の要件は、許可を受ける必要のない広告物についても、適合する必要があります。(広告物の個別要件)

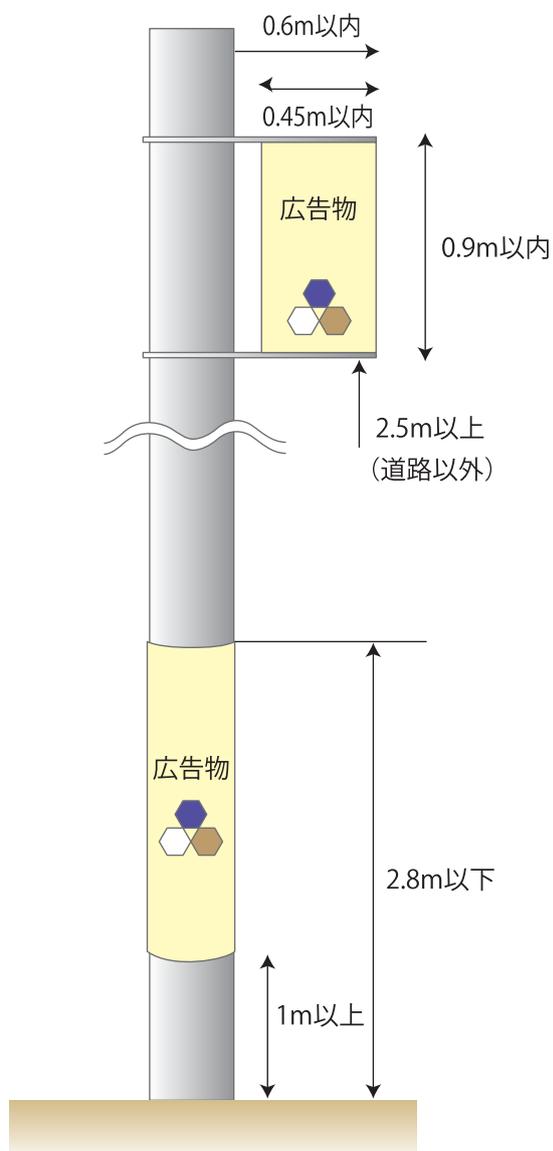
置看板



- 大きさ
 - 高さ 1.5m 以下
 - 表示面積の合計 2 ㎡以内

※通行上支障のない場所に置くこと
(原則として道路上に置くことはできません)

電柱を利用する広告物



○突き出して取り付けるもの

- 大きさ
 - 幅 0.45m 以内
 - 高さ 0.9m 以内
 - 出幅 0.6m 以内
- 広告物等の下端の高さ
 - 道路以外の場所では、地上から 2.5m 以上
 - 道路を占有して表示しようとする場合は、道路管理者に確認すること
- 色彩
 - 広告面の図案色彩は 3 色以内
- 設置個数
 - 電柱 1 本につき、1 個

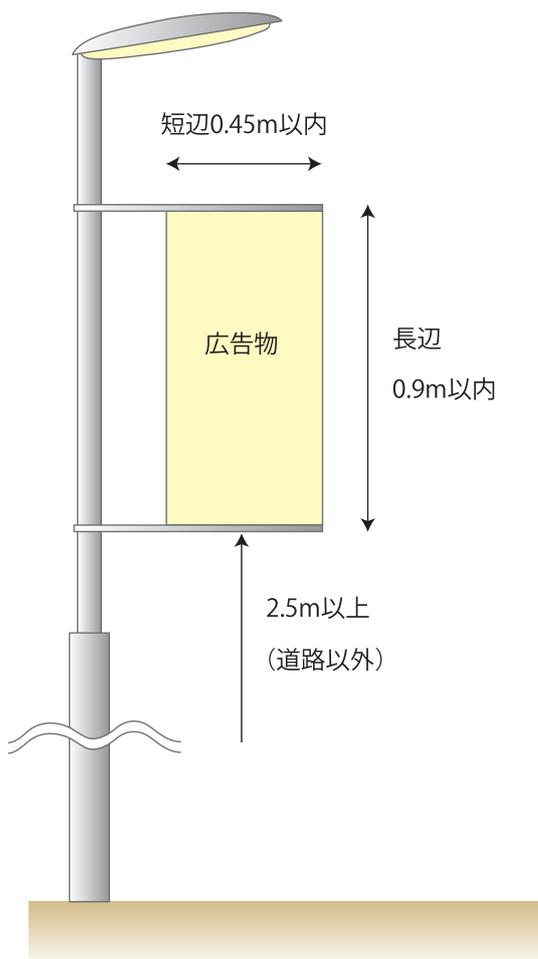
○トタン等を巻き付けるもの

- 広告面の高さ
 - 下端 路面から 1.0m 以上
 - 上端 路面から 2.8m 以下
- 設置形態
 - 全面巻き付け又は両側 2 面
- 色彩
 - 広告面の図案色彩は 3 色以内
- 設置個数
 - 電柱 1 本につき、1 個

※直接ペンキ等で塗書きしないこと

※印の要件は、許可を受ける必要のない広告物についても、適合する必要があります。(広告物の個別要件)

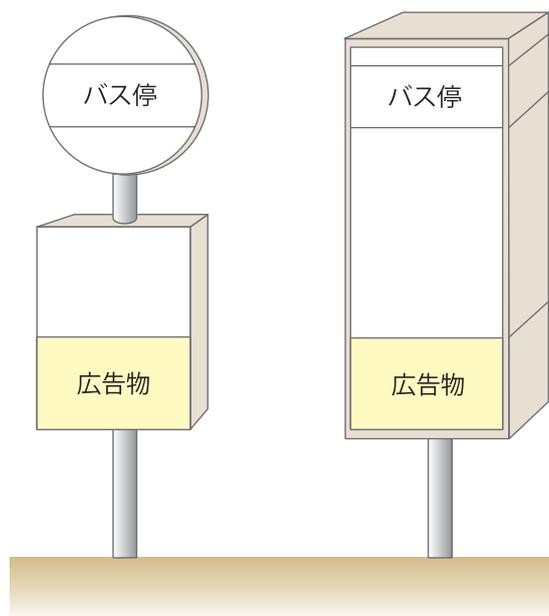
街灯柱を利用する広告物



- 大きさ
短辺 0.45m 以内、長辺 0.9m 以内
 - 広告物の下端の高さ
道路以外の場所 地上から 2.5m 以上
道路を占有して表示しようとする場合は、
道路管理者に確認すること
 - 色彩
ガラス、合成樹脂等の表面の色は乳白色
 - 設置個数
街灯柱1本につき、1個
- ※直接ペンキ等で塗書きしないこと

標識を利用する広告物

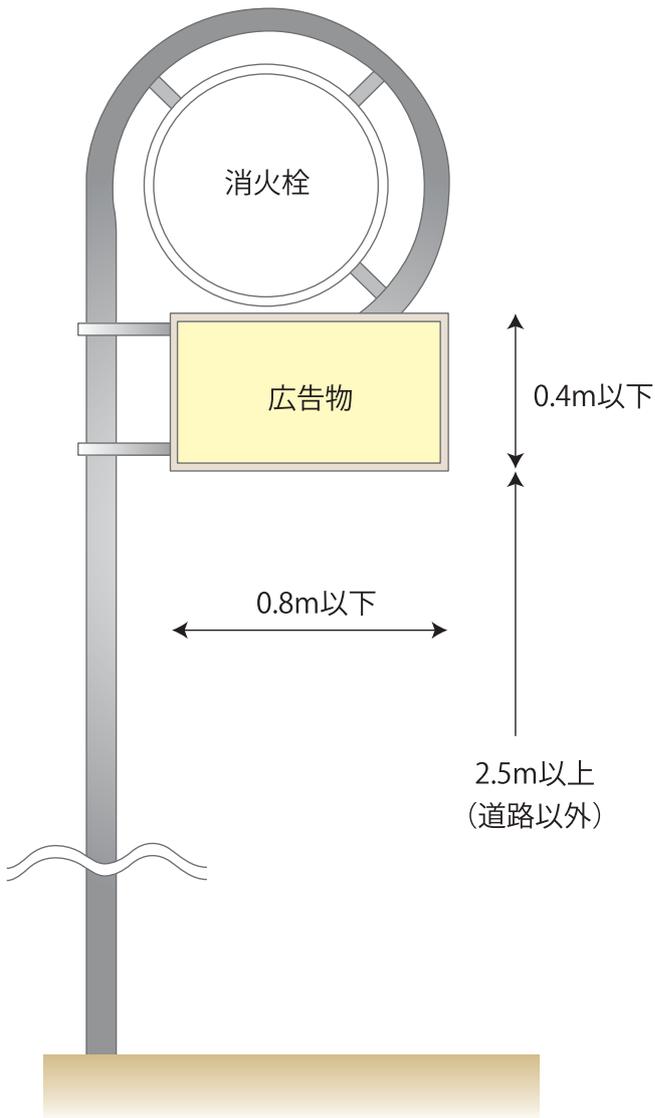
□ バス停留所の標識を利用するもの



- 道路を占有して表示しようとする場合は、
道路管理者に確認すること

※印の要件は、許可を受ける必要のない広告物についても、適合する必要があります。(広告物の個別要件)

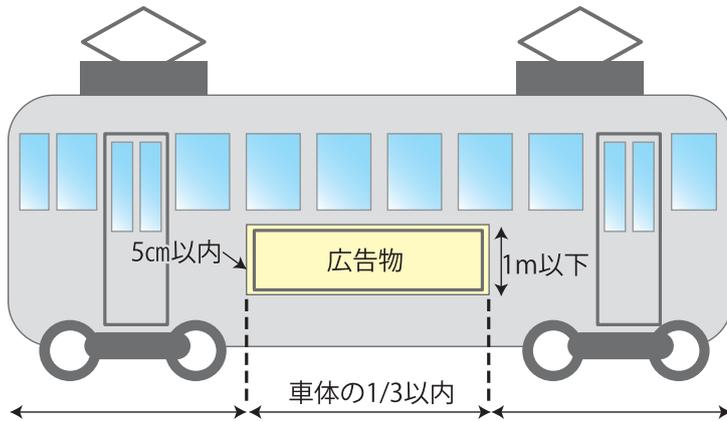
□消火栓の標識を利用するもの



- 大きさ
 - 縦 0.4m 以下
 - 横 0.8m 以下
 - 標識の大きさを超えない
- 設置位置
 - 突き出し方向は標識と同一方向
- 広告物の下端の高さ
 - 道路以外の場所 地上から 2.5m 以上
 - 道路を占有して表示しようとする場合は、道路管理者に確認すること
- 設置個数
 - 標識1基につき、1個

電車、自動車の外面を利用する広告物

電車の車体を利用するもの



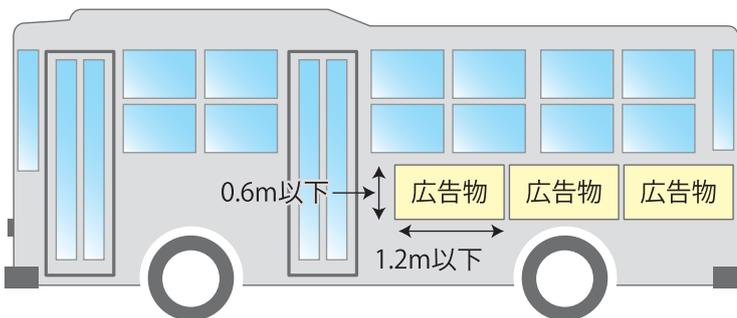
■ 大きさ

広告面の横幅 車体の長さの 1/3 以内

縦幅 1m 以下

出幅 5cm 以内

路線バスの車体を利用するもの



■ 大きさ

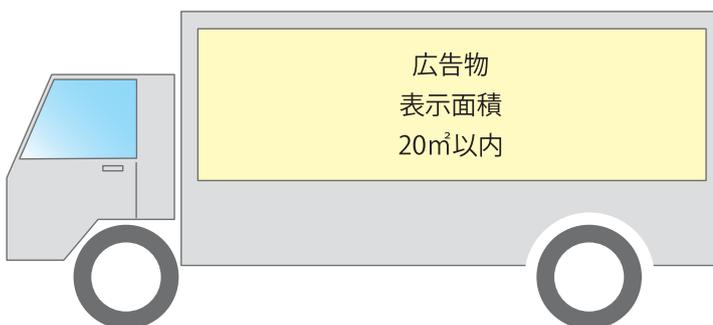
広告面の横幅 1.2m 以下

縦幅 0.6m 以下

■ 設置個数

バス 1 台につき 6 個以内

その他の自動車の車体を利用するもの

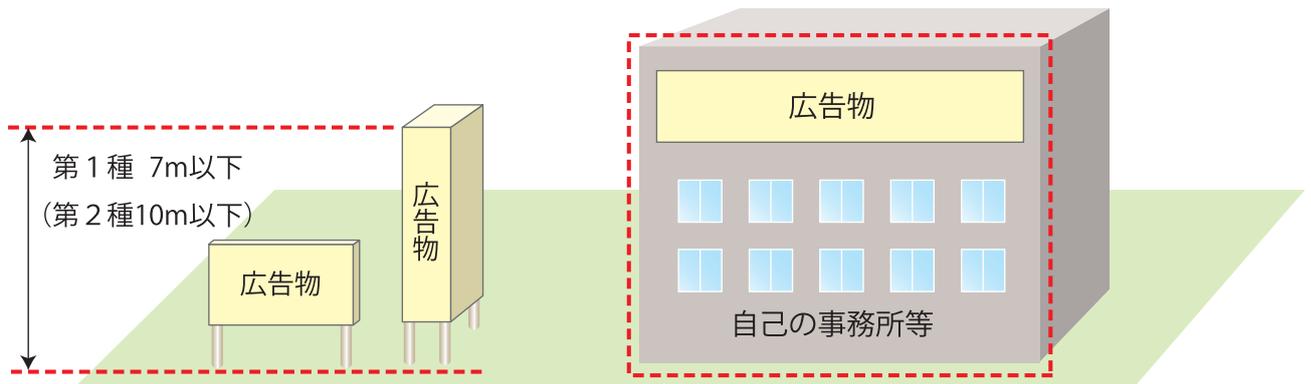


■ 表示面積

20 ㎡以内

禁止地域における許可の上乗せ基準

□自家用広告物



表示面積の合計

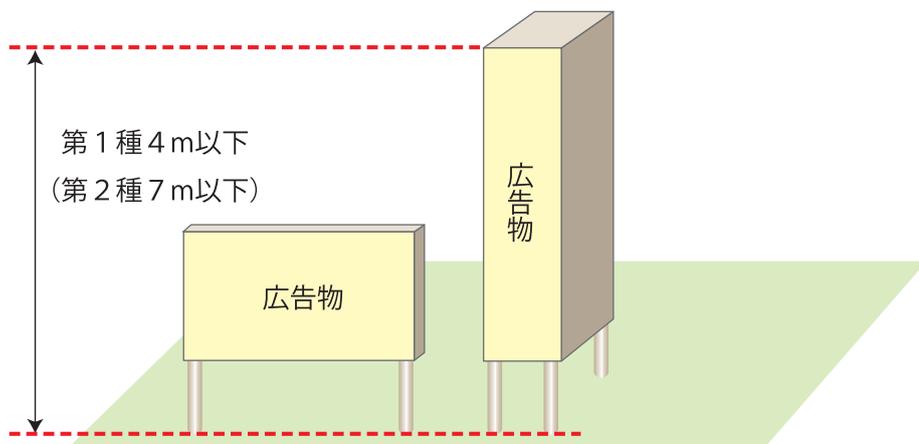
第1種 15㎡以内

(第2種 壁面方向ごとに、 $\left[\begin{array}{l} \text{壁面の面積} \times 3/10 \text{の面積以内} \\ \text{又は} 20\text{㎡以内} \end{array} \right]$ の大きい方)

	第1種禁止地域（特別禁止地域含む）	第2種禁止地域
色彩	広告板・広告塔の表示面の彩度（文字以外で1/3を超えて使用する色彩） 色相 Y（黄）・YR（黄赤） マンセル値の彩度 10 以下 その他の色相 マンセル値の彩度 8 以下	第1種禁止地域の基準への適合に努める
表示面積の合計	一住所等当たり 15 ㎡以内	一住所等当たり 壁面方向ごとに、壁面の面積の 3/10 の面積以内、又は 20 ㎡以内の大きい方
高さ	地上に設置する広告物の上端 7m 以下	地上に設置する広告物の上端 10m 以下
※禁止地域では、許可基準の他に、発光式・反射式の素材、点滅灯・回転灯使用の禁止や、電光表示装置の禁止などが基本要件として定められています。（P8 参照） ※マンセル値（P31 参照） ※いしかわエコサインの認定を受けることで、許可基準や許可期間の規制が一部緩和されます。		

禁止地域における許可の上乗せ基準

□案内誘導広告物



表示面積

第1種 1面1.5㎡以内 合計3㎡
 (第2種 1面3.0㎡以内 合計6㎡)

	第1種禁止地域（特別禁止地域含む）	第2種禁止地域
表示内容	案内誘導に必要な文言及び図案に限る	
色彩	原則として2色以内 表示面の彩度（文字以外で1/3を超えて使用する色彩） 色相 Y（黄）・YR（黄赤） マンセル値の彩度10以下 その他の色相 マンセル値の彩度8以下	
		ただし、表示面の1/5以内で商標や商品の写真等を掲載する場合は、色彩の制限を行わない。
設置場所	原則として1施設につき1箇所	原則として1施設につき2箇所以内
表示面積	一面の表示面積 1.5㎡以内 表示面積の合計 3㎡以内 集合広告物の場合は、一敷地当たり5㎡以内とし、広告物の形態の共通化を図る	一面の表示面積 3㎡以内 表示面積の合計 6㎡以内 集合広告物の場合は、一敷地当たり10㎡以内とし、広告物の形態の共通化を図る
高さ	地上に設置する広告物の上端 4m以下	地上に設置する広告物の上端 7m以下
※禁止地域では、許可基準の他に、発光式・反射式の素材、点滅灯・回転灯使用の禁止や、電光表示装置の禁止などが基本要件として定められています。（P8参照） ※マンセル値（P31参照） ※いしかわエコサインの認定を受けることで、許可基準や許可期間の規制が一部緩和されます。		

禁止地域における色彩基準

禁止地域では、文字以外で表示面の面積の 1/3 を超えて使用する色彩の彩度について、マンセル値による数値基準を規定しています。

許可を受けるときは、主要な色彩のマンセル値及び表示面の面積に対する割合を表示した図面等を添付し、基準に適合することを示す必要があります。

例)



全体の表示面積
10㎡

→色彩ごとにマンセル値、表示面積に占める割合を算出

<p>色彩① マンセル値 10YR 8/8</p> 	<p>表示面の面積－文字の面積 7.5㎡－1.5㎡＝ $\frac{6㎡}{10㎡}$ (60%)</p>	<p>←表示面積全体に対する割合が1/3を超えるため、彩度制限を受ける</p>
<p>色彩② マンセル値 7.5YR 8/14</p> 	<p>表示面の面積－ロゴマーク等の面積 2.5㎡－1㎡＝ $\frac{1.5㎡}{10㎡}$ (15%)</p>	<p>←1/3を超えないため、彩度制限を受けない</p>
<p>色彩③ マンセル値 7.5R 5/14</p> 	<p>ロゴマーク等の面積 $\frac{1㎡}{10㎡}$ (10%)</p>	<p>←1/3を超えないため、彩度制限を受けない</p>

※文字の面積が算出しづらい場合は、簡易な方法として、文字外郭の長方形の面積の 1/3 を、文字の面積と見なすことができます。



文字外郭の面積の $\frac{1}{3}$
4.5㎡ × $\frac{1}{3}$ = 1.5㎡ ←文字の面積とみなす

禁止地域で広告物の許可を受けるときは、図面等に色彩のマンセル値（使用する色彩に最も近似したものを色見本等で確認し記載）を記載し、数値規制を受ける可能性のあるものについては、表示面積全体に占める割合を明示してください。

記載例)



参考・マンセル表色系による色彩の数値化

マンセル表色系は、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって定量的に表現するもので、JISZ8721（三属性による色の表示方法）として規格化されているものです。

三属性のうち、色相（Hue）は赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）といった色の様相の相違を表します。明度（Value）は色の明るさを表し、最も明るい状態を10、最も暗い状態を0で表示します。

彩度（Chroma）は色の鮮やかさを表し、白やグレー等の無彩色を0とし、鮮やかさが増すほど数値が大きくなります。

マンセル値による色彩は、「色相 明度 / 彩度」で表記されます。また、白やグレー等の無彩色は「N 明度」で表記されます。

例)	赤色	■	5R	5 / 14	(色相5R、明度5、彩度14)
	黄色	■	5Y	8.5 / 14	(色相5Y、明度8.5、彩度14)
	空色	■	9B	7.5 / 5.5	(色相9B、明度7.5、彩度5.5)
	灰色	■	N4.5	(無彩色 明度4.5)	

明度5程度の場合の、規制イメージ

	赤(R)	黄赤(YR)	黄(Y)	黄緑(GY)	緑(G)	青緑(BG)	青(B)	青紫(PB)	紫(P)	赤紫(PR)
彩度14.0	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
彩度12.0	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
彩度10.0	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
彩度8.0	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
彩度6.0	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
彩度4.0	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
彩度2.0	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
彩度1.0	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

↑ 許可基準

(実際の色彩とは異なる場合がありますので、申請の際は必ず、色見本等で色彩のマンセル値を確認してください)

■屋外広告物担当窓口

屋外広告物に関する規制内容や地域指定等については、下記の土木総合事務所又は土木事務所にお問い合わせください。

(平成31年4月1日現在)

事務所名	担当課・係	所在地	電話番号	所管区域
南加賀土木総合事務所	維持管理課 景観・管理係	〒923-0811 小松市白江町リ 61-1	0761-21-3330	小松市、能美市、 川北町
大聖寺土木事務所	維持管理課 景観・管理係	〒922-0831 加賀市幸町 2 丁目 77	0761-72-0491	加賀市
石川土木総合事務所	維持管理課 景観・管理係	〒920-2113 白山市八幡町イ 20	076-272-1190	白山市、野々市市
県央土木総合事務所	維持管理課 景観・道路管理係	〒920-8214 金沢市直江南 2 丁目 1 番地	076-239-3903	※
津幡土木事務所	維持管理課 景観・管理係	〒929-0325 河北郡津幡町加賀爪ヌ 111-1	076-289-4161	かほく市、津幡町、 内灘町
中能登土木総合事務所	維持管理課 景観・管理係	〒926-8586 七尾市本府中町ソ 27 番 9	0767-52-5102	七尾市、中能登町
羽咋土木事務所	維持管理課 景観・管理係	〒925-0026 羽咋市石野町へ 31	0767-22-1225	羽咋市、宝達志水町、 志賀町
奥能登土木総合事務所 (分室)	維持管理課 景観・道路管理係	〒929-2392 輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1	0768-26-2350	輪島市、穴水町、 能登町
珠洲土木事務所	維持管理課 景観・管理係	〒927-1213 珠洲市野々江町シの部 32 番地	0768-82-2165	珠洲市

屋外広告物の登録に関することについては、下記にお問い合わせください。

窓口	所在地	電話番号	所管区域
土木部景観形成推進室	〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1759	石川県(金沢市除く)

※金沢市の区域では、金沢市屋外広告物条例の規制が適用されます。

市条例の規制や基準は、県条例とは異なりますので、市の担当窓口へお問い合わせください。

担当課	所在地	電話番号
金沢市 都市整備局景観政策課	〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1	076-220-2364

条例及び条例施行規則、申請の様式等は、下記ホームページからダウンロードできます
http://www.pref.ishikawa.lg.jp/toshi/top_index.html